

平成 26 年度 臨時 (H26.5 実施)

運行管理者試験問題【貨物】

(制限時間 90 分)

※運行管理者試験は、通常は年 2 回 (8 月・3 月) 実施されますが、運行管理者の選任数に関する法改正の影響により、運行管理者資格者の需要が一時的に高まる影響を考慮し、平成 26 年度は 5 月に臨時試験が行われました。

1. 貨物自動車運送事業法関係

問 1 貨物自動車運送事業に関する次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。(※法改正により一部改変)

1. 一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
2. 一般貨物自動車運送事業者 (以下「事業者」という。) は、事業計画の変更 (国土交通省令に定めるものを除く。) をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
3. 事業者は、主たる事務所の名称及び位置の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
4. 事業者は、各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更をしたときは、法令に定める場合を除き、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

問 2 一般貨物自動車運送事業の輸送の安全等に関する次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 一般貨物自動車運送事業者 (以下「事業者」という。) は、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任し、当該運行管理者に対し事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行うため必要な権限を与えなければならない。
2. 事業者は、選任した運行管理者の職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する安全管理規程を定めなければならない。
3. 事業者は、貨物自動車運送事業法の規定による処分 (輸送の安全に係るものに限る。) を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
4. 事業者は、貨物自動車利用運送を行う場合にあつては、その利用する運送を行う事業者が貨物自動車運送事業法の規定又は安全管理規程を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。

問3 次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業の運行管理者の行わなければならない業務として正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。（※法改正により一部改変）

1. 従業員に対し、効果的かつ適切に指導及び監督を行うため、輸送の安全に関する基本的な方針を策定し、これに基づき指導及び監督を行うこと。
2. 事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて、当該事業用自動車の乗務員等に対する適切な指導を行うこと。
3. 自動車事故報告規則第5条（事故警報）の規定により定められた事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。
4. 休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させること。

問4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。（※法改正により一部改変）

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の（ A ）しようとする運転者に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために（ B ）を与えなければならない。

- 一 （ C ）の有無
- 二 （ D ）その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- 三 道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検の実施又はその確認

- | | | |
|---|----------|---------------|
| A | 1. 運転を開始 | 2. 運行の業務に従事 |
| B | 1. 必要な指示 | 2. 適切な助言 |
| C | 1. 酒気帯び | 2. 疾病、疲労、睡眠不足 |
| D | 1. 酒気帯び | 2. 疾病、疲労、睡眠不足 |

問5 一般貨物自動車運送事業者等（以下「事業者」という。）の事業用自動車の運行の安全を確保するために、運転者に対して行わなければならない指導監督及び特定の運転者に対して行わなければならない国土交通省告示で定める特別な指導に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。
2. 事業者等は、事業用自動車の運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であって、当該事業者等において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に他の事業者等によって運転者として常時選任されたことがない者には、初任運転者を対象とする特別な指導についてやむを得ない事情がある場合を除き、初めて事業用自動車に乗務する前に実施する。
3. 事業者等は、高齢運転者に対する特別な指導については、国土交通大臣が認定した高齢運転者のための適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。この指導は、適性診断の結果が判明した後1ヵ月以内に実施する。
4. 事業者等は、事故惹起運転者に対する特別な指導については、やむを得ない事情がある場合及び外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合を除き、当該交通事故を引き起こした後、再度事業用自動車に乗務を開始した後1ヵ月以内に実施する。

© 運行管理本部試験対策.net
(行政書士高橋幸也うめさと駅前事務所)

問 6 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の過労運転等の防止についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。(※法改正により一部改変)

1. 事業者は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者(以下「運転者」という。)又は特定自動運行保安員を常時選任しておかなければならず、この場合、選任する運転者及び特定自動運行保安員は、日々雇い入れられる者、3ヵ月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)であってはならない。
2. 事業者は、乗務員等が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員等に睡眠を与える必要がある場合にあつては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。
3. 事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置しておかなければならない。
4. 特別積合せ貨物運送を行う事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る運行系統であつて起点から終点までの距離が150キロメートルを超えるものごとに、「主な地点間の運転時分及び平均速度」、「乗務員等が休憩又は睡眠をする地点及び時間」及び「交替するための運転者を配置する場合にあつては、運転を交替する地点」について事業用自動車の運行の業務に関する基準を定めなければならない。

問 7 次の自動車事故に関する記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づき、運輸支局長等に速報することを要しないものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業用自動車雨天時に緩い下り坂の道路を走行中、先頭を走行していた自動車が速度超過によりカーブを曲がりきれずにガードレールに衝突する事故を起こした。そこに当該事業用自動車を含む後継の自動車が止まりきれずに次々と衝突する事故となり、15台の自動車が衝突したが死傷者は生じなかった。
2. 事業用自動車の前方を走行していた乗用車が信号が赤になり停車したが、後続の当該事業用自動車の運転者が気づくのが遅れたために追突し、この事故により当該乗用車に乗車していた4人と追突した当該事業用自動車の運転者が重傷を負った。
3. 事業用自動車が右折の際、対向車線を走行してきた大型自動二輪車と衝突し、この事故により当該大型自動二輪車に乗車していた2人が死亡した。
4. 事業用自動車が走行中、突然、自転車は道路上に飛び出してきたため急停車したところ、当該事業用自動車及び後続の自動車8台が関係する玉突き事故となり、この事故により10人が負傷した。

問8 一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の貨物の積載についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。（※法改正により一部改変）

1. 事業者は、過積載による運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。
2. 事業者は、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車に貨物を積載する場合に限り、編荷重が生じないように積載するとともに、貨物が運搬中に荷崩れ等により当該事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じなければならない。
3. 事業者は、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車の運行の業務に従事した場合にあっては、貨物の積載状況を当該業務を行った運転者等ごとに業務の記録をさせなければならない。
4. 国土交通大臣は、事業者が過積載による運送を行ったことにより、貨物自動車運送事業法の規定による命令又は処分をする場合において、当該命令又は処分に係る過積載による運送が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであると認められ、かつ、当該事業者に対する命令又は処分のみによっては当該過積載による運送の再発防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該過積載による運送の再発の防止を図るため適当な措置を執るべきことを勧告することができる。

2. 道路運送車両法関係

問9 自動車の登録等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 登録自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。
2. 登録自動車の所有者は、当該自動車の自動車登録番号標の封印が滅失した場合には、国土交通大臣又は封印取付受託者の行う封印の取付けを受けなければならない。
3. 自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号の表示は、国土交通省令で定めるところにより、自動車登録番号標を自動車の前面（法令により前面の自動車登録番号標を省略することができる場合を除く。）及び後面の任意の位置に確実に取り付けることにより行うものとする。
4. 登録自動車の所有者は、自動車の用途を廃止したときは、その事由があった日から15日以内に、永久抹消登録の申請をしなければならない。

問 10 自動車の検査等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。(※法改正により一部改変)

1. 初めて自動車検査証の交付を受ける車両総重量 7,890 キログラムの貨物の運送の用に供する自動車については、当該自動車検査証の有効期限は2年である。
2. 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に係る有効期間を記録する日とする。ただし、自動車検査証の有効期限が満了する日の1ヵ月前から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に係る有効期間を記録する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。
3. 自動車の使用者は、自動車の長さ、幅又は高さを変更したときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から30日以内に、当該変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の変更記録を受けなければならない。
4. 自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）は、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

問 11 道路運送車両法に定める自動車の日常点検についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者又はこれを（ A ）する者は、1日1回、その運行の（ B ）において、国土交通省令で定める技術上の基準により、（ C ）、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、（ D ）等により自動車を点検しなければならない。

- | | | |
|---|------------|-----------|
| A | 1. 管理 | 2. 運行 |
| B | 1. 終了後 | 2. 開始前 |
| C | 1. 灯火装置の点灯 | 2. 警音器の作動 |
| D | 1. 試運転 | 2. 目視 |

問12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 自動車に備えなければならない方向指示器は、毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。
2. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が 8 トン以上又は最大積載量が 5 トン以上のものの原動機には、自動車が時速 100 キロメートルを超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、告示で定める基準に適合する速度抑制装置を備えなければならない。
3. 自動車に備えなければならない非常用信号用具は、夜間 200 メートルの距離から確認できる赤色の灯光を発するものでなければならない。
4. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が 5 トン以上のものの後面には、所定の後部反射器を備えるほか、反射光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合する大型後部反射器を備えなければならない。

3. 道路交通法関係

問13 道路交通法に定める用語の意義について次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。 (※法改正により一部改変)

1. 道路標示とは、道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路鋳、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう。
2. 駐車とは、車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で 10 分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止（特定自動運行中の停止を除く。）をし、かつ、当該車両等の運転をする者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。
3. 進行妨害とは、車両等が、進行を継続し、又は始めた場合においては危険を防止するため他の車両等がその速度又は方向を急に変更しなければならないこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、又は始めることをいう。
4. 安全地帯とは、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。

問 14 道路交通法に定める駐車を禁止する場所（公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときを除く。）についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 車両は、消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から 5 メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
2. 車両は、消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から 5 メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
3. 車両は、火災報知器から 1 メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
4. 車両は、人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のための道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動用の出入口から 5 メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。

問 15 道路交通法に定める交通事故の場合の措置についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、（ A ）し、道路における（ B ）する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。）の警察官に当該交通事故が発生した（ C ）、当該交通事故における死傷者の数及び（ D ）並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

- | | | |
|---|--------------|-----------|
| A | 1. 負傷者を救護 | 2. 救急車を要請 |
| B | 1. 運行を確保 | 2. 危険を防止 |
| C | 1. 原因及び道路の状況 | 2. 日時及び場所 |
| D | 1. 負傷者の負傷の程度 | 2. 関係車両の数 |

問 16 追越し等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。(※法改正により一部改変)

1. 車両は、他の車両を追い越そうとするときは、その追い越されようとする車両（以下「前車」という。）の右側を通行しなければならない。ただし、前車が法令の規定により右折をするため道路の中央又は右側端に寄って通行しているときは、その左側を通行しなければならない。
2. 車両は、トンネル内の車両通行帯が設けられている道路（道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分を除く。）においては、他の車両を追い越すことができる。
3. 停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。
4. 車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分においても、前方を進行している一般原動機付自転車は追い越すことができる。

問 17 次に掲げる標識のある道路における通行に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。(※法改正により一部改変)



1. 車両は、横断（道路外の施設又は場所へ出入りするための左折を伴う横断を除く。）することができない。



2. 大型貨物自動車、特定中型貨物自動車及び大型特殊自動車は、最も左側の車両通行帯を通行しなければならない。



追越し禁止

3. 車両は、他の車両（特定小型原動機付自転車及び軽車両を除く。）を追い越すことができない。



4. 車両総重量が7,980キログラムで最大積載量が4,500キログラムの中型貨物自動車は通行することができない。

4. 労働基準法関係

問 18 労働基準法の定めについての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 労働基準法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。
2. 使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。
3. 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行するよう努めなければならない。
4. 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

問 19 労働基準法における労働契約等に関する定めについての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 労働基準法で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、労働基準法で定める基準による。
2. 使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。
3. 使用者は、労働者の死亡又は退職の場合において、権利者の請求があった場合においては、30日以内に賃金を支払い、積立金、保証金、貯蓄金その他名称の如何を問わず、労働者の権利に属する金品を返還しなければならない。
4. 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間並びに産前産後の女性が労働基準法第65条（産前産後）の規定によって休業する期間及びその後30日間は、解雇してはならない。ただし、労働基準法の規定によって打切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りではない。

問 20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、1人乗務で、フェリーには乗船しないものとし、また、隔日勤務に就く場合には該当しないものとする。

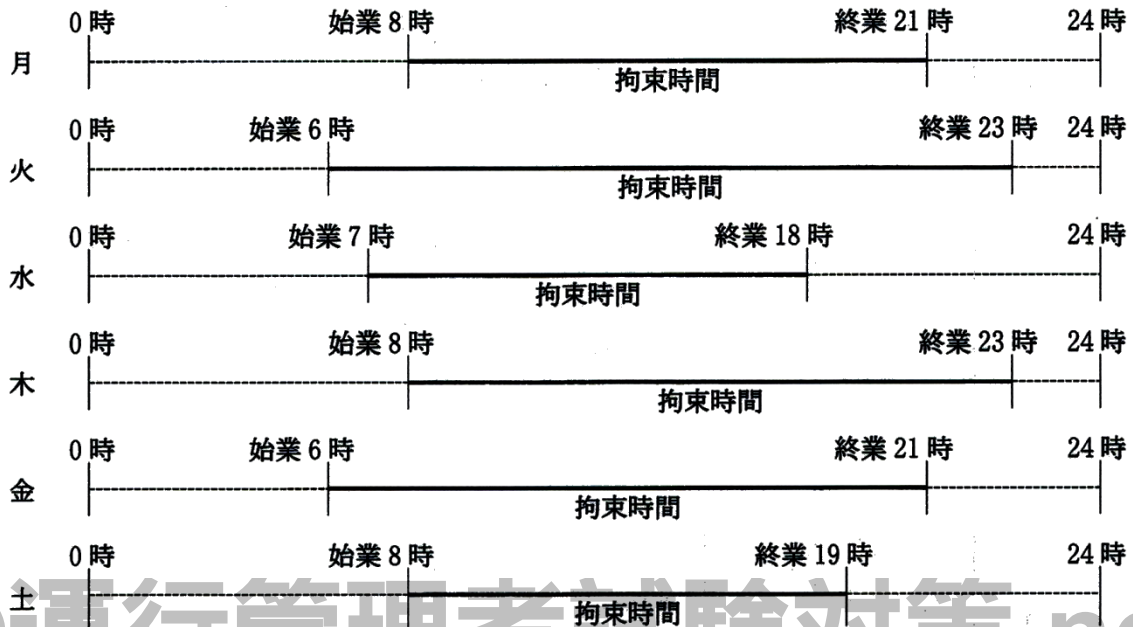
- (1) 拘束時間は、1ヵ月について（ A ）を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、1年のうち6ヵ月までは、1年間についての拘束時間が、（ B ）を超えない範囲内において、320時間まで延長することができる。
- (2) 1日についての拘束時間は、（ C ）を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、（ D ）とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とすること。

- A 1. 293時間 2. 299時間
- B 1. 3,516時間 2. 3,588時間
- C 1. 13時間 2. 14時間
- D 1. 16時間 2. 17時間

問 21 貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の運転時間及び休憩時間に関する次の記述のうち、連続運転の中断方法として「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合しているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 運転を開始して、連続2時間50分運転後に20分休憩し、次に連続1時間10分運転後に20分休憩し、さらに連続4時間運転後に20分休憩し、そして連続30分運転して乗務を終了した。
2. 運転を開始して、連続3時間20分運転後に5分休憩し、次に連続35分運転後に30分休憩し、そして連続3時間35分運転して乗務を終了した。
3. 運転を開始して、連続2時間30分運転後に30分休憩し、次に連続1時間30分運転後に10分休憩し、さらに連続3時間運転後に10分休憩し、そして連続1時間30分運転して乗務を終了した。
4. 運転を開始して、連続1時間30分運転後に10分休憩し、次に連続1時間30分運転後に10分休憩し、さらに連続1時間30分運転後に10分休憩し、そして連続2時間運転して乗務を終了した。

問 22 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の 1 週間の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準」という。）に定める拘束時間等に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、1 人乗務で、フェリーには乗船しないものとし、また、業務の必要上、勤務の終了後継続して、定められた時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には該当しないものとする。なお、日曜日は休日とする。



1. 1 日についての拘束時間が改善基準に定める最大拘束時間に違反する勤務はない。また、勤務終了後の休息期間については改善基準に違反するものは 1 回である。
2. 1 日についての拘束時間が改善基準に定める最大拘束時間に違反する勤務は 1 回である。また、勤務終了後の休息期間についても改善基準に違反するものは 1 回である。
3. 1 日についての拘束時間が改善基準に定める最大拘束時間に違反する勤務は 2 回である。また、勤務終了後の休息期間は改善基準に違反していない。
4. 1 日についての拘束時間が改善基準に定める最大拘束時間に違反する勤務は 2 回である。また、勤務終了後の休息期間についても改善基準に違反するものは 1 回である。

問 23 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の運転時間の例を示したものであるが、2日目を特定日とした場合、次のうち、2日を平均して1日当たりの運転時間について「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に違反しているものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1.

1日目	2日目	3日目
運転時間 9時間	運転時間 10時間	運転時間 9時間

2.

1日目	2日目	3日目
運転時間 10時間	運転時間 9時間	運転時間 9時間

3.

1日目	2日目	3日目
運転時間 8時間	運転時間 11時間	運転時間 8時間

4.

1日目	2日目	3日目
運転時間 11時間	運転時間 9時間	運転時間 8時間

©運行管理者試験対策.net
 (行政書士高橋幸也うめさと駅前事務所)

5. 実務上の知識及び能力

問 24 運行管理の意義、運行管理者の役割等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

1. 運行管理者には、事業者に代わって法令に定められた事業用自動車の運行の安全確保に関する業務を行い、交通事故を防止するという役割を果たすことが求められている。
2. 事業用自動車の点検及び整備に関する車両管理については、整備管理者の責務において行うこととされていることから、運行管理者の業務として事業用自動車の日常点検の実施について確認する必要はない。
3. 社会的影響の大きい重大事故が発生している状況の中、事業者にとって、運行管理の徹底などによる事故防止への取組みが重要である。
4. 事業者が、事業用自動車の定期点検を怠ったことが原因で重大事故を起こしたことにより、行政処分を受けることになった場合、当該重大事故を含む運行管理業務上に一切問題がなくても、運行管理者は事業者に代わって事業用自動車の運行管理を行っていることから、事業者が行政処分を受ける際に、運行管理者が運行管理者資格者証の返納を命じられることがある。

問 25 点呼の実施に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。(※法改正により一部改変)

1. 業務前の点呼においては、運転者の健康状態や疲労の度合いを把握するだけでなく、疾病等を治療中の運転者については、定期的に通院しているか、医師の処方薬を飲んでいるか等を確認している。
2. 点呼は、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法によることも認められているが、営業所と離れた場所にある当該営業所の車庫から乗務を開始する運転者については、運行上やむを得ない場合に該当しないことから、電話により点呼を行うことはできない。
3. 運行管理者は、事業者から運行の安全の確保に関する業務を行うため必要な権限を与えられているが、運行管理者の勤務体制上その業務のすべてを運行管理者が適切に行うことは困難である。したがって、点呼については、事業者が選任する運行管理者の補助者にすべて一任しており、当該補助者は、日々の点呼の実施による運行可否の判断やその記録及び当該記録の保存までを行い、これを運行管理者に報告している。
4. 運転者が営業所を早朝に出庫する場合の業務前の点呼については、運行管理者等が営業所に出勤していないため対面で実施できないことから、運行管理者等が営業所に出勤した後電話で実施している。

問 26 点呼の実施に関する次の記述のうち、適切なものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。 (※法改正により一部改変)

1. 業務前の点呼における運転者の酒気帯びの有無について、アルコール検知器が故障により作動しない場合は、運転者から前日の飲酒の有無についての報告と、当該運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等による確認をしなければならない。この確認により、酒気を帯びていないと判断できれば、当該運転者を運行の業務に従事させてもよい。
2. 業務前及び業務後の点呼のいずれも対面で行うことができない業務を行う運転者に対しては、業務前及び業務後の点呼の他に、当該業務途中において少なくとも 1 回電話等により点呼（中間点呼）を行うこととされている。この点呼においては、乗務する事業用自動車の日常点検の実施についての報告を求めなくてもよい。
3. 業務前の点呼において、酒気帯びの有無を確認するためアルコール検知器を使用しなければならないとされているが、アルコール検知器による酒気帯びの有無の判定は、道路交通法施行令第 44 条の 3（アルコールの程度）に規定する呼気中のアルコール濃度 1 リットル当たり 0.15 ミリグラム以上であるか否かではなく、アルコールが検知されるか否かによって行う。
4. 運転者が受診した定期健康診断の結果、すべて異常なしとされた運転者については、健康管理が適切に行われ健康に問題がないと判断されるため、業務前の点呼における安全な運転をすることができない恐れがあるか否かの確認は、本人から体調不良等の報告があった場合に行うこととしている。

問 27 下の一般貨物自動車運送事業の A 営業所の概要に関する記述に基づき、次の 1 及び 2 について解答しなさい。

< A 営業所の概要 >

- | | |
|------------------------------------|-----------------------|
| <input type="radio"/> 営業所の稼働 | → 無休で営業 |
| <input type="radio"/> 事業用自動車の配置車両数 | → 30 両（トレーラ 10 両を含む。） |
| <input type="radio"/> 事業用自動車の稼働状況 | → 全車両とも毎日運行 |
| <input type="radio"/> 運転者の業務形態 | → 全車両とも 1 人 1 車 |
| <input type="radio"/> 運転者の休日 | → 1 週間に 1 日の公休 |

1. A 営業所の事業用自動車を全車両、毎日運行させるために必要な運転者の員数を解答用紙の該当する数字の欄にマークしなさい。

なお、交替運転者の配置、運転者の有給休暇、事業用自動車の整備等上記以外の事情は一切考慮しないものとし、解答として求めた数値に 1 未満の端数がある場合には、これを切り上げるものとする。

2. A 営業所に選任しなければならない運行管理者の数を、解答用紙の該当する数字の欄にマークしなさい。

問 28 交通事故防止対策に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

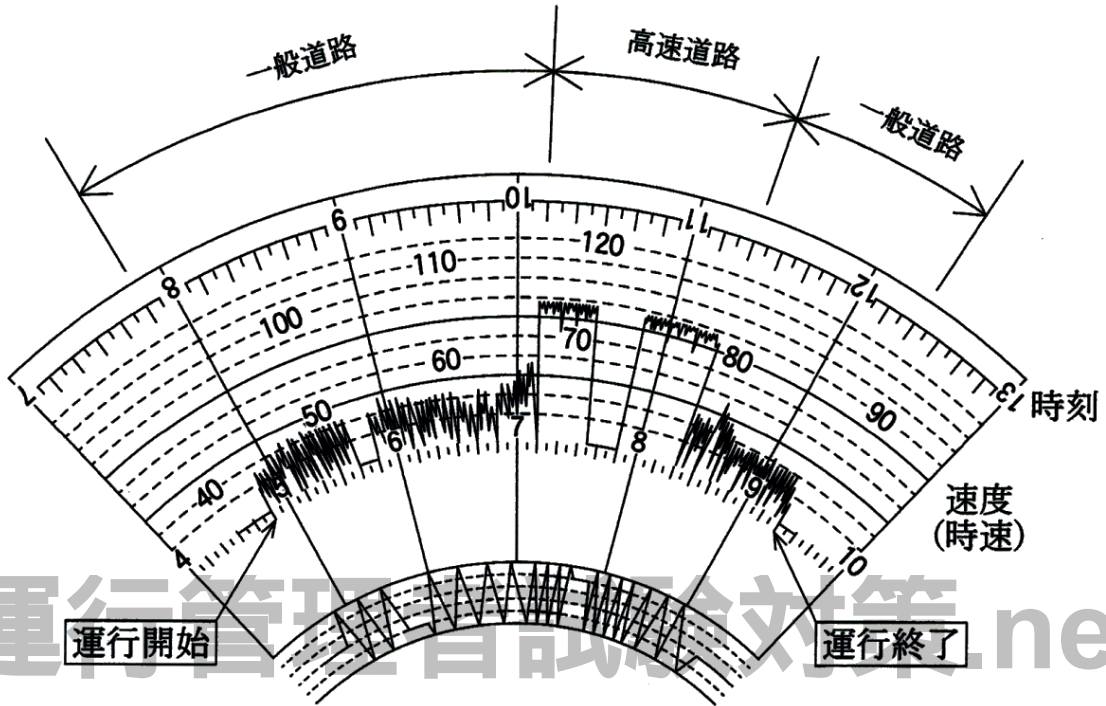
1. いわゆるヒヤリ・ハットとは、運転者が運転中に他の自動車等と衝突又は接触するおそれがあったと認識した状態をいい、1 件の重大な事故（死亡・重傷）が発生する背景には多くのヒヤリ・ハットがあるとされており、このヒヤリ・ハットを調査し減少させていくことは、交通事故防止対策に有効な手段となっている。
2. 指差呼称は、運転者の錯覚、誤判断、誤操作等を防止するための手段であり、道路の信号や標識などを指で差し、その対象が持つ名称や状態を声に出して確認することをいい、安全確認のために重要な運転者の意識レベルを高めるなど交通事故防止対策の有効な手段の一つとして活用されている。
3. 交通事故の防止対策を効率的かつ効果的に講じていくためには、事故情報を多角的に分析し、事故実態を把握したうえで、①計画の策定、②対策の実施、③効果の評価、④対策の見直し及び改善、という一連の交通安全対策のサイクルを繰り返すことが必要である。
4. 適性診断は、運転者の運転能力、運転態度及び性格等を客観的に把握し、運転の適性を判断することにより、運転に適さない者を運転者として選任しないようにするためのものであり、ヒューマンエラーによる交通事故の発生を未然に防止するための有効な手段となっている。

問 29 自動車の走行時に生じる諸現象とその主な対策に関する次の記述のうち、正しいものには解答用紙の「正」の欄に、誤っているものには解答用紙の「誤」の欄にマークしなさい。

1. 「スタンディング・ウェーブ現象」とは、タイヤの空気圧不足で高速走行したとき、タイヤに波打ち現象が生じ、セパレーション（剥離）やコード切れ等が発生することをいう。これを防ぐため、タイヤが適正な空気圧であることを、日常点検で確認するよう運転者に対し指導する必要がある。
2. 「ペーパー・ロック現象」とは、フット・ブレーキを使いすぎると、ブレーキ・ドラムやブレーキ・ライニングが摩擦のため過熱することにより、ドラムとライニングの間の摩擦力が減り、ブレーキのききが悪くなることをいう。これを防ぐため、長い下り坂などでは、エンジン・ブレーキ等を使用し、フット・ブレーキのみの使用を避けるよう運転者に対し指導する必要がある。
3. 「ハイドロプレーニング現象」とは、路面が水でおおわれているときに高速で走行すると、タイヤの排水作用が悪くなり、水上を滑走する状態になって、操縦不能になることをいう。これを防ぐため、スピードを抑えた走行や、タイヤが適正な空気圧であることを、日常点検で確認するよう運転者に対し指導する必要がある。
4. 「ウェット・スキッド現象」とは、雨の降りはじめに、路面の油や土砂などの微粒子が雨と混じって滑りやすい膜を形成するため、タイヤと路面との摩擦係数が低下し急ブレーキをかけたときなどにスリップすることをいい、これを防ぐために雨の降り初めには速度を落とし、車間距離を十分にとって、不用意な急ハンドル急ブレーキを避けるよう運転者に対し指導する必要がある。

問 30 下図は、乗車定員 2 名、最大積載量 6,400 キログラム、車両総重量が 11,020 キログラムの事業用トラックに備えられた運行記録計の記録を示したものであるが、この記録に基づく当該事業用トラックの運行（交替運転者の配置はない。）に関する次の 1～3 について解答しなさい。

なお、運行した高速自動車国道の本線車道（法令による最低速度を定めない本線車道に該当しないもの。以下「高速道路」という。）は道路標識等により最高速度が指定されていないものとする。



©運行管理試験対策.net
 (行政書士高橋幸也うめさと事務所)

1. 運行開始から運行終了の間における平均時速（キロメートル）を、解答用紙の該当する数字の欄にマークして解答しなさい。なお、解答として求めた数値に 1 未満の端数がある場合には、小数点第 1 位を四捨五入すること。
2. 高速道路の運行において、最高速度違反が認められない場合は解答用紙の「適」の欄に、最高速度違反が認められる場合は解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。
3. 運行開始から運行終了の間において「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める連続運転時間の違反が認められない場合は解答用紙の「適」の欄に、連続運転時間の違反が認められる場合は解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

平成 26 年度臨時試験（H26.5 実施）解答・解説

問 1	問 2	問 3	問 4	
4	2	2,3	A : 2 B : 1 C : 1 D : 2	
問 5	問 6	問 7	問 8	問 9
4	2,3	1	2	3
問 10	問 11		問 12	問 13
3	A : 2 B : 2 C : 1 D : 2		1,3	1,3
問 14	問 15		問 16	問 17
4	A : 1 B : 2 C : 2 D : 1		4	4
問 18	問 19	問 20		問 21
3	3	A : 1 B : 1 C : 1 D : 1		2
問 22	問 23	問 24		
4	1,3	適 : 1,3 不適 : 2,4		
問 25		問 26	問 27	
適 : 1,2 不適 : 3,4		2,3	1. 24 人 2. 1 人	
問 28		問 29		
適 : 1,2,3 不適 : 4		正 : 1,3,4 誤 : 2		
問 30				
1. 40 km/h 2. 不適 3. 不適				

【運行管理者試験合格必勝セットのご案内】

専用 Web サイトでは、[オリジナルテキスト](#)・[過去問題集](#)・[模擬試験](#)が

セットになった[運行管理者試験合格必勝セット](#)を販売しております！



運行管理者試験対策.net <https://www.unkan-net.com/>

●凡例

- 事業法…貨物自動車運送事業法
- 事業法施行規則…貨物自動車運送事業法施行規則
- 安全規則…貨物自動車運送事業輸送安全規則
- 事故報告規則…自動車事故報告規則
- 指導及び監督の指針…貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針
- 車両法…道路運送車両法
- 車両法施行規則…道路運送車両法施行規則
- 保安基準…道路運送車両の保安基準
- 保安基準細目…道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
- 点検基準…自動車点検基準
- 道交法…道路交通法
- 道交法施行令…道路交通法施行令
- 道交法施行規則…道路交通法施行規則
- 労基法…労働基準法
- 改善基準…自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示 7 号）
- 安全規則の解釈及び運用…貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

問1 正解4

1. 正しい。(事業法3条)
2. 正しい。(事業法9条1項)
3. 正しい。(事業法9条3項、事業法施行規則7条1項1号)
4. 誤り。「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」の事業計画の変更については、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない(事業法9条3項、事業法施行規則6条1項1号)。

問2 正解2

1. 正しい。(事業法18条1項、22条1項)
2. 誤り。事業者は、運行管理者の職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する運行管理規程を定めなければならない(安全規則21条1項)。
3. 正しい。(安全規則2条の8第2項)
4. 正しい。(事業法22条の2)

問3 正解2,3

1. 誤り。「輸送の安全に関する基本的な方針を策定すること」は事業者の義務であり(安全規則10条5項)、運行管理者の業務ではない。運行管理者の業務は、法令の規定により、乗務員等に対する指導監督を行うことである(同規則20条1項14号)。
2. 正しい。(安全規則20条1項14号)
3. 正しい。(安全規則20条1項17号)
4. 誤り。運転者の勤務時間及び乗務時間を定めることは、事業者の義務である(安全規則3条4項)。運行管理者の業務は、事業者により定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させることである(同規則20条1項3号)。

問4 正解 A2 B1 C1 D2 (安全規則7条1項)

- 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の(A=運行の業務に従事)しようとする運転者に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。)により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために(B=必要な指示)を与えなければならない。
- 一 (C=酒気帯び)の有無
 - 二 (D=疾病、疲労、睡眠不足)その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
 - 三 道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検の実施又はその確認

問5 正解4

1. 正しい。(安全規則10条1項)
2. 正しい。(指導及び監督の指針第2章2、3)
3. 正しい。(指導及び監督の指針第2章2、3)
4. 誤り。事故惹起運転者に対する特別な指導については、やむを得ない事情がある場合及び外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合を除き、当該交通事故を引き起こした後再度トラックに乗務する前に実施する(指導及び監督の指針第2章3)。

問6 正解 2, 3

1. 誤り。事業者が選任する運転者等については、日々雇い入れられる者、2ヵ月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であってはならない（安全規則3条2項）。
2. 正しい。（安全規則3条3項）
3. 正しい。（安全規則3条7項）
4. 誤り。特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る運行系統であって起点から終点までの距離が100キロメートルを超えるものごとに、本記述のような基準を定めなければならない（安全規則3条8項）。

問7 正解 1

1. 速報を要しない。10台以上の自動車が衝突した事故なので報告は必要であるが、速報までは要しない（事故報告規則2条2号、3条1項）。
2. 速報を要する。5人（乗用車に乗車していた4人+事業用自動車の運転者）の重傷者が生じた事故なので速報を要する（事故報告規則4条1項2号ロ）。
3. 速報を要する。2人の死者が生じた事故なので速報を要する（事故報告規則4条1項2号イ）。
4. 速報を要する。10人以上の負傷者が生じた事故なので速報を要する（事故報告規則4条1項3号）。

問8 正解 2

1. 正しい。（事業法17条3項）
2. 誤り。事業用自動車に貨物を積載するときは、本肢のように必要な措置を講じなければならない。これはすべての事業用自動車を対象であり、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のものに限られるわけではない（安全規則5条）。
3. 正しい。（安全規則8条1項6号）
4. 正しい。（事業法64条1項）

問9 正解 3

1. 正しい。（車両法13条1項）
2. 正しい。（車両法11条3項）
3. 誤り。自動車登録番号標は、自動車の前面及び後面の見やすい位置に取り付ける（車両法施行規則8条の2、自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示2条）。「任意の位置」ではない。
4. 正しい。（車両法15条1項1号）

問10 正解 3

1. 正しい。初めて車検証の交付を受ける車両総重量8トン未満の貨物の運送の用に供する自動車の当該車検証の有効期間は2年である（車両法61条2項1号）。
2. 正しい。（車両法施行規則44条1項）
3. 誤り。自動車の長さ、幅又は高さを変更した場合など、自動車検査証記録事項に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、当該変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の変更記録を受けなければならない（車両法67条1項）。
4. 正しい。（車両法58条1項）

問11 正解 A2 B2 C1 D2（車両法47条の2第1項、2項）

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者又はこれを(A=運行)する者は、1日1回、その運行の(B=開始前)において、国土交通省令で定める技術上の基準により、(C=灯火装置の点灯)、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、(D=目視)等により自動車を点検しなければならない。

問 12 正解 1, 3

1. 正しい。(保安基準細目 215 条)
2. 誤り。車両総重量が 8 トン以上又は最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車に備えなければならないのは、自動車が時速 90 キロメートルを超えて走行しないような性能の速度抑制装置である (保安基準 8 条 4 項、5 項)。
3. 正しい。(保安基準細目 220 条 1 項 1 号)
4. 誤り。大型後部反射器を備えなければならないのは、車両総重量が 7 トン以上の貨物の運送の用に供する普通自動車である (保安基準 38 条の 2 第 1 項)。

問 13 正解 1, 3

1. 正しい。(道交法 2 条 1 項 16 号)
2. 誤り。駐車とは、車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること (貨物の積卸しのための停止で 5 分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。)、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう (道交法 2 条 1 項 18 号)。
3. 正しい。(道交法 2 条 1 項 22 号)
4. 誤り。これは路側帯の説明である (道交法 2 条 1 項 3 号の 4)。安全地帯とは、路面電車に乗降する者若しくは横断している歩行者の安全を図るため道路に設けられた島状の施設又は道路標識及び道路標示により安全地帯であることが示されている道路の部分という (道交法 2 条 1 項 6 号)。

問 14 正解 4

1. 正しい。(道交法 45 条 1 項 4 号)
2. 正しい。(道交法 45 条 1 項 3 号)
3. 正しい。(道交法 45 条 1 項 5 号)
4. 誤り。車両の駐車が禁止されているのは、人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から3メートル以内の道路の部分である (道交法 45 条 1 項 1 号)。

問 15 正解 A1 B2 C2 D1 (道交法 72 条 1 項)

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、(A = 負傷者を救護)し、道路における(B = 危険を防止)する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者 (運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員) は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署 (派出所又は駐在所を含む。) の警察官に当該交通事故が発生した (C = 日時及び場所)、当該交通事故における死傷者の数及び (D = 負傷者の負傷の程度) 並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

問 16 正解 4

1. 正しい。(道交法 28 条 1 項、2 項)
2. 正しい。(道交法 30 条 2 号)
3. 正しい。(道交法 31 条の 2)
4. 誤り。道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分であっても、前方を進行している特定小型原動機付自転車や軽車両を追い越すことはできるが (道交法 30 条)、一般原動機付自転車を追い越すことはできない。

問 17 正解 4

4. 誤り。これは、「大型貨物自動車等通行止め」の標識であり、車両総重量が 8,000 キログラム以上又は最大積載量 5,000 キログラム以上の貨物自動車等の通行を禁止するものである。したがって、本肢のような中型貨物自動車の通行は可能である。

問 18 正解 3

1. 正しい。(労基法 1 条 2 項)
 2. 正しい。(労基法 4 条)
 3. 誤り。労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。「努めなければならない」という努力義務ではない(労基法 2 条)。
 4. 正しい。(労基法 20 条 1 項)

問 19 正解 3

1. 正しい。(労基法 13 条)
 2. 正しい。(労基法 16 条)
 3. 誤り。使用者は、労働者の死亡又は退職の場合において、権利者の請求があった場合には、7 日以内に賃金を支払い、積立金、保証金、貯蓄金その他名称の如何を問わず、労働者の権利に属する金品を返還しなければならない(労基法 23 条 1 項)。
 4. 正しい。(労基法 19 条 1 項)

問 20 正解 A1 B1 C1 D1 (改善基準 4 条 1 項 1 号、2 号)

- (1) 拘束時間は、1 ヶ月について (A=293 時間) を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、1 年のうち 6 ヶ月までは、1 年間についての拘束時間が (B=3,516 時間) を超えない範囲内において、320 時間まで延長することができる。
 (2) 1 日についての拘束時間は (C=13 時間) を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、(D=16 時間) とすること。この場合において、1 日についての拘束時間が 15 時間を超える回数は 1 週間について 2 回以内とすること。

問 21 正解 2

連続運転時間は、4 時間を超えてはならない(改善基準 4 条 1 項 5 号)。

連続運転時間が改善基準に違反しているかどうかは、運転開始後 4 時間以内又は 4 時間経過直後に、30 分以上の「運転の中断」をしているかどうかで判断する。なお、この 30 分以上の「運転の中断」については、少なくとも 1 回につき 10 分以上(10 分未満の場合、運転の中断時間として扱われない)とした上で分割することもできる。

各肢の運転状況を図で表すと以下ようになる。

	乗務開始				乗務終了		
1.	運転 2 時間 50 分	休憩 20 分	運転 1 時間 10 分	休憩 20 分	運転 4 時間	休憩 20 分	運転 30 分

改善基準に適合していない。前半については、4 時間の運転(2 時間 50 分+1 時間 10 分)対し、30 分以上の休憩(20 分+20 分)を取っているが、後半について、4 時間の運転後に 20 分の休憩しか取っていないので、改善基準に適合していない。

	乗務開始				乗務終了		
2.	運転 3 時間 20 分	休憩 5 分	運転 35 分	休憩 30 分	運転 3 時間 35 分		

改善基準に適合している。10 分未満の休憩等は運転の中断とにならないので、1 回目の休憩(5 分)は運転の中断時間に含まれないが、それでも、前半については、3 時間 55 分の運転(3 時間 20 分+35 分)に対し、運転後 30 分の休憩を取っている。

後半についても、3時間35分の運転後に乗務を終了しているため、改善基準に適合している。

乗務開始				乗務終了			
3.	運転 2時間30分	休憩 30分	運転 1時間30分	休憩 10分	運転 3時間	休憩 10分	運転 1時間30分

改善基準に適合していない。前半については、4時間の運転（2時間30分+1時間30分）対し、30分以上の休憩（30分+10分）を取っているが、後半については、運転時間が4時間に達した時点で10分の休憩しか取っていないので、改善基準に適合していない。改善基準に適合させるためには、4回目の運転の際、1時間の運転後に少なくとも20分の休憩をしたうえで運転を再開する必要がある。

乗務開始				乗務終了			
4.	運転 1時間30分	休憩 10分	運転 1時間30分	休憩 10分	運転 1時間30分	休憩 10分	運転 2時間

改善基準に適合していない。運転時間が4時間に達した時点で20分の休憩しか取っていないので、改善基準に適合していない。改善基準に適合させるためには、3回目の運転の際、1時間の運転後に少なくとも10分の休憩をしたうえで運転を再開する必要がある。

問22 正解4

1日（始業時刻から起算して24時間をいう）についての最大拘束時間は、16時間を超えてはならない（改善基準4条1項2号）。また、勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えなければならない（改善基準4条1項3号）。

・拘束時間

月：8時～21時+火曜の6時～8時＝15時間

※月曜の拘束時間は、「月曜の8時～火曜の8時の24時間の中で拘束されていた時間」となる。

火：6時～23時＝17時間

※火曜の6時～8時は、「月曜の拘束時間」にも「火曜の拘束時間」にも含まれる。

水：7時～18時＝11時間

木：8時～23時+金曜の6時～8時＝17時間

※木曜の拘束時間は、「木曜の8時～金曜の8時の24時間の中で拘束されていた時間」となる。

金：6時～21時＝15時間

※金曜の6時～8時は、「木曜の拘束時間」にも「金曜の拘束時間」にも含まれる。

土：8時～19時＝11時間

・休息期間

月～火：21時～6時＝9時間

火～水：23時～7時＝8時間

水～木：18時～8時＝14時間

木～金：23時～6時＝7時間

金～土：21時～8時＝11時間

拘束時間が改善基準に違反する勤務（16時間を超えている）が、火、木の2回あり、休息期間が改善基準に違反するもの（8時間未満である）が、木～金の1回ある。したがって、選択肢4が正解となる。

問23 正解1,3

運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間を超えてはならない（改善基準4条1項4号）。

なお、1日の運転時間が改善基準に違反しているかどうかは、特定の日を起算日として2日ごとに区切り、その2日間の平均で判断するが、「特定日の前日と特定日の

運転時間の平均」と「特定日と特定日の翌日の運転時間の平均」が、ともに9時間を超えている場合には改善基準に違反していることになる（「どちらも9時間を超えていない場合」や「どちらか一方だけが9時間を超えている場合」は違反ではない）。

2 日目を特定日とした場合、「特定日の前日と特定日の運転時間の平均」と「特定日と特定日の翌日の運転時間の平均」は以下のようになる。

1. 違反している。
1日目と2日目の平均=9.5時間 2日目と3日目の平均=9.5時間
2. 違反していない。
1日目と2日目の平均=9.5時間 2日目と3日目の平均=9時間
3. 違反している。
1日目と2日目の平均=9.5時間 2日目と3日目の平均=9.5時間
4. 違反していない。
1日目と2日目の平均=10時間 2日目と3日目の平均=8.5時間

問24 正解 適1,3 不適2,4

1. 適切。運行管理者には本肢のような役割が求められている。
2. 適切でない。運行管理者は、業務前の点呼において、乗務を開始しようとする運転者に対して事業用自動車の日常点検の実施について確認する必要がある。
3. 適切。
4. 適切でない。事業自動車の定期点検を怠ったことが重大事故の原因であれば、その責任は整備管理者にあり、当該事故を含む運行管理業務上に一切問題がなければ運行管理者には責任が及ばない。

問25 正解 適1,2 不適3,4

1. 適切。運転者の健康状態を把握するうえで適切な対応である。
2. 適切。業務前及び業務後の点呼は、原則、対面で行わなければならないが、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法により行うことができる。
ただし、電話その他の方法で点呼を行うことができる「運行上やむを得ない場合」とは、「遠隔地で業務を開始又は終了するため、運転者の所属営業所で対面点呼が実施できない場合」等をいい、「車庫と営業所が離れている場合」や「早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合」は「運行上やむを得ない場合」には該当しないので、電話による点呼を行うことはできない（安全規則解釈運用7条1.(1)）。
3. 適切でない。点呼については、その一部を補助者に行わせることができるが、すべてを補助者が行うことは認められていない。なお、点呼の一部を行わせる場合であっても、点呼を行うべき総回数の少なくとも3分の1以上は運行管理者が行わなければならない。
4. 適切でない。肢2の説明にもあるように、早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合は「運行上やむを得ない場合」には該当しないので、電話による点呼は認められない。

問26 正解2,3

1. 適切でない。酒気帯びの有無についての確認は、必ずアルコール検知器を用いて行う必要がある。アルコール検知器が故障により作動しなかったからといって、前日の飲酒の有無についての報告、当該運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等による確認だけで運行の業務に従事させてはならない。
2. 適切。日常点検の実施についての報告は業務前の点呼の際に行う。なお、中間点呼の際に確認及び報告が必要なのは、①酒気帯びの有無、②疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無である。

3. 適切。アルコール検知器により確認することとされている「酒気帯びの有無」とは、道路交通法が規定する呼気中のアルコール濃度（呼気1リットル当たり0.15ミリグラム）以上であるか否かを問わない。
4. 適切でない。業務前の点呼における安全な運転をすることができないおそれがあるか否かの確認は、健康診断の結果にかかわらず、すべての運転者に対して行わなければならない。

問27 正解 1. 24人 2. 1人

1. 本設問の条件（営業所は無休で稼働・車両は無休で稼働・運転者には週1日公休・1人1車）における必要な運転者の員数についての指針は以下である。

$$\text{運転者数} \geq 1.2 (\div 7/6) \times \text{車両数}$$

本設問の場合、車両数20両（被けん引車であるトレーラ10両は除かれる）なので、上記指針に当てはめると、 $1.2 \times 20 = 24$ 又は $7/6 \times 20 \div 24$ で 24人が必要な運転者の員数となる。

本設問については、「 1.2×20 」「 $7/6 \times 20$ 」どちらで計算しても解答は変わらないが、配置車両数によっては解答が変わる可能性があり、国家試験としては疑義のある問題である。

2. 事業者は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を30で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。つまり、以下のような計算式で求める。

$$\lceil \text{事業用自動車の数（被けん引自動車を除く）} \div 30 \rceil + 1$$

本設問の場合、車両数20両（被けん引車であるトレーラ10両は除かれる）なので、上記計算式に当てはめると、 $(20 \div 30) + 1 \div 1$ で選任しなければならない運行管理者の数は 1人となる。

問28 正解 適1, 2, 3 不適4

1. 適切。なお、ハインリッヒの法則によると、1件の重大災害（死亡・重傷）が発生する背景には29件の軽傷事故と300件のヒヤリ・ハットがあるとされている。
2. 適切。
3. 適切。
4. 適切でない。適性診断は、運転者の運転行動や運転態度が安全運転にとって好ましい方向へ変化するように動機付けを行うことにより、運転者自身の安全意識を向上させるためのものであり、運転に適さない者を運転者として選任しないようにするためのものではない。

問29 正解 正1, 3, 4 誤2

1. 正しい。
2. 誤り。これはフェード現象の説明である。ベーパー・ロック現象とは、長い下り坂などでフット・ブレーキを使い過ぎるとブレーキ・ドラムやブレーキ・ライニングなどが摩擦のため過熱してその熱がブレーキ液に伝わり、液内に気泡が発生することによりブレーキが正常に作用しなくなり効きが低下することをいう。
3. 正しい。
4. 正しい。

問30 正解 1. 40km/h 2. 不適 3. 不適

1. 運行記録計の時刻の記録を見ると、運行開始が4時50分、運行終了が9時20分であり、運行開始から終了までは4時間30分であることがわかる。また、距離の記

録を見ると走行距離は 180km であることがわかる。したがって、運行開始から運行終了の間における平均時速は、 $180\text{km} \div 4.5 \text{ 時間} = \underline{40\text{km/h}}$ である。

本設問については、運行途中に 25 分（10 分と 15 分）の運転中断時間があり、この 25 分間を除いた運転時間の合計である 4 時間 5 分で平均時速を計算すると解答が異なる。試験センターが「40km/h」を公式解答としている以上、上記解説のように運転時間を 4 時間 30 分で計算することになるが、国家試験としては非常に疑義のある問題である。

2. 本運行で使用する自動車のように車両総重量が 8 トン以上又は最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車の場合、最高速度が指定されていない高速道路における最高速度は 80km/h とされている。

速度の記録を見ると高速道路において 80km/h を超えて走行している箇所があり、最高速度違反が認められる。

3. 問 21 の解説にもあるように、連続運転時間が改善基準に違反しているかどうかは、運転開始後 4 時間以内又は 4 時間経過直後に、30 分以上の「運転の中断」をしているかどうかで判断する。なお、この 30 分以上の「運転の中断」については、少なくとも 1 回につき 10 分以上とした上で分割することもできる。

時刻の記録を見ると、運転時間が 4 時間に達した時点で 25 分（10 分+15 分）しか運転中断をしておらず連続運転時間の違反が認められる。

©運行管理者試験対策.net
(行政書士高橋幸也うめさと駅前事務所)